

生活衛生営業指導センターでは生活衛生同業組合をバックアップしています

組合に加入すると、次のようなメリットがあります

1

特別に低利で、日本政策金融公庫(国民生活事業)の融資が受けられます。

2

各種の共済・保険制度があります。

3

必要な情報をいち早く入手できます。

4

カラオケ使用の場合、音楽著作権使用料が20%割引になります。

(注) メリットは、各業の特性に応じて異なります。

鹿児島県生活衛生同業組合一覧表

組 合	住 所	電 話
理 容	〒892-0846 鹿児島市加治屋町17-7	Tel 099-226-3636
美 容	〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目4-6	Tel 099-254-3117
クリーニング	〒890-0051 鹿児島市高麗町27-22	Tel 099-251-4466
公衆浴場業	〒892-0815 鹿児島市易居町3-28(ヘルスプラザビル4F)	Tel 099-225-2683
食 肉	〒891-0144 鹿児島市下福元町7852(鹿児島食肉センター内)	Tel 099-262-2533
す し 商	〒892-0835 鹿児島市城南町37-2	Tel 099-224-2136
ホ テ ル 旅 館	〒892-0821 鹿児島市名山町4-21(鹿児島旅館会館2F)	Tel 099-222-0180
喫 茶 飲 食	〒892-0821 鹿児島市名山町4-21(鹿児島旅館会館4F)	Tel 099-226-6016
社 交 飲 食 業	〒892-0843 鹿児島市千日町12-15さくらヒルズ千日町703号	Tel 099-224-0466
飲 食 業	〒892-0821 鹿児島市名山町4-21(鹿児島旅館会館2F)	Tel 099-223-3331
興 行	〒892-0843 鹿児島市千日町5-6(シネシティ文化内)	Tel 099-222-3417

公益財団法人
鹿児島県生活衛生営業指導センター

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16番213号(公社ビル2F)



ホームページは
こちら

☎ 099-222-8332
FAX 099-222-8333



お店の繁栄と発展のために 生衛業指導センターの ご案内



公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター

ご存知ですか？

生活衛生営業指導センターのこと

生活衛生営業指導センターとは？

生活衛生営業指導センターは、生衛業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上を図り、あわせて消費者や利用者の利益を守るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて各都道府県にひとつ設立された法人で、主に次の活動をしているところです。

(生衛業とは、理容、美容、クリーニング、ホテル・旅館、公衆浴場、飲食業、興行など私たちの日常生活にもっとも身近な17営業の総称です。)

1 生衛業の経営や融資の相談を行っています

経営・税務・衛生など生衛業の経営全般にわたる相談や新規開業の相談のほか、店舗の新築・増改築、設備の更新、経営の近代化合理化などの設備資金や運転資金が長期・低利で借りられる日本政策金融公庫（国民生活事業）の生活衛生貸付融資に関する申込み手続きや推薦事務などを行っています。

2 標準営業約款(Sマーク)の登録を行っています

消費者、利用者の方が、理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店を選ぶときの基準となる、安全・安心・清潔の「Sマーク」の登録を行っています。

3 クリーニング師研修会等各種研修会・講習会を行っています

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修会及び業務従事者講習会、衛生講習会、経営問題等講習会などを開催しています。

4 生衛業の後継者育成支援を行っています

生衛業の後継者育成及び生徒の進路・職業選択の手助けとして、中高生を対象に店舗等での職場体験学習(インターンシップ)や学校に出向いての出前授業などの支援活動を行っています。

5 経営に役立つ各種統計調査や情報の提供を行っています

生衛業の景気動向調査(景況調査)の実施、生衛業に関する法律・税制・融資制度等の改正案内、業界情報の提供のほか当指導センターの機関紙「生衛かごしま」を発行しています。

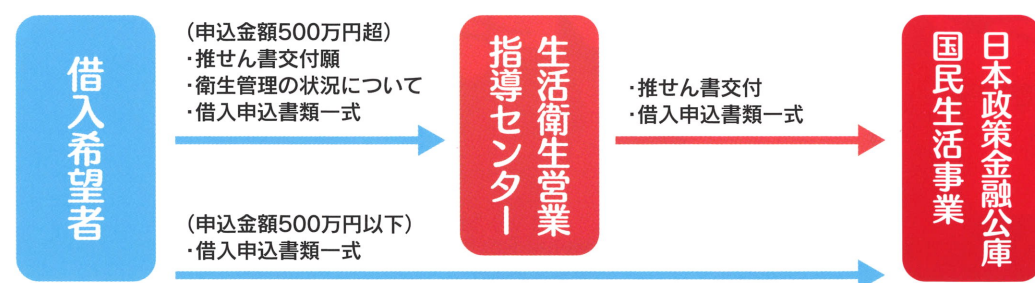
ご利用しませんか？

お店の繁栄と発展のために

生活衛生営業指導センターでは、日本政策金融公庫（国民生活事業）に借入を希望される方の相談に乗ったり、借入の手続きをしたり、皆様の金融のお手伝いをしています。お申し込みの手続きは次のとおりです。

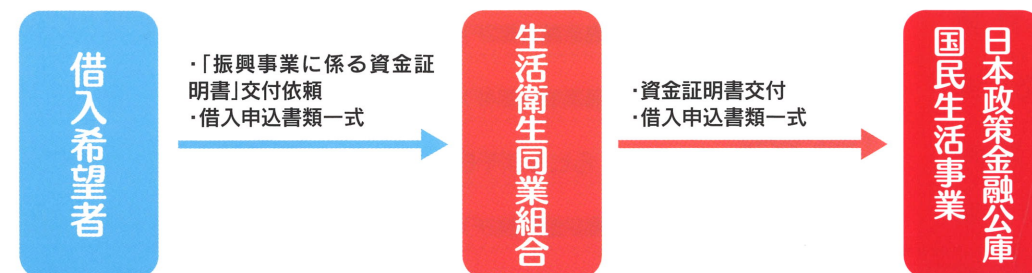
一般貸付

生活衛生関係営業者が、設備の設置を行う際に要する資金の貸付です。原則として指導センター理事長の発行する「推せん書」が必要です。



振興事業貸付

振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金の貸付です。生活衛生同業組合理事長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。「一般貸付」と比較して有利な条件になっています。



このほかにも多くの融資制度があります。詳しくは、生活衛生営業指導センター・各々の生活衛生同業組合または次の日本政策金融公庫（国民生活事業）へお問い合わせください。

鹿児島支店	〒892-8626	鹿児島市名山町1-26	☎099-224-1242
鹿屋支店	〒893-0009	鹿屋市大手町2-19	☎0994-42-5141
川内支店	〒895-8691	薩摩川内市西向田町5-29	☎0996-20-2191